鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第一項の規定により、第十次鳥獣保護事業計画を樹立しましたので、同条第四項の規定により公表します。

なお、この計画書は、奈良県農林部森林保全課において縦覧に供します。

平成二十年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾